



平成27年10月13日

環境政策課

(内2347)

平成26年度ダイオキシン類自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、廃棄物焼却炉やパルプ製造業に係る塩素漂白施設等の設置者は、毎年1回以上、排出ガス、排出水等のダイオキシン類による汚染の状況を測定し、その結果を知事に報告することが義務付けられています。

今回、平成26年度分の測定結果を、次のとおり取りまとめました。

1 大気関係特定施設

(1) 大気関係特定施設については、測定対象である157施設のうち、131施設について設置者から報告があり、その排出ガス中の濃度は、0～9.5 ng-TEQ/m³Nの範囲（平均0.74 ng-TEQ/m³N）でした。

なお、未報告である26施設（25事業場）に対しては、引き続き、巡回指導や文書指導により測定の実施を指導して参ります。

対象施設	報告施設	排出ガス濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)	基準超過施設	未報告施設
		最小～最大	平均			
157	131	0～9.5	0.74	0.1～10	1	26

平成26年6月に基準超過が判明した南予エコ(株)については、県が改善指導し、事業者が対策完了後再測定した結果、排出基準に適合し、改善が完了していることを確認しました。更に、県も測定を実施し、排出基準に適合*していることを確認しています(* 0.052ng-TEQ/m³N)。

(2) 大気関係特定施設のうち廃棄物焼却炉については、設置者は、法で測定が義務付けられているばいじん及び焼却灰延べ173検体のダイオキシン類濃度を測定しており、測定結果は以下のとおりで、過去の測定結果と比較して異常なものはありませんでした。

項目	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/g)	
		最小～最大	平均
ばいじん	69	0～19	0.95
焼却灰	104	0～3.0	0.067

2 水質関係特定事業場

水質関係特定事業場の排水水については、紙パルプ製造業や化学工場等9事業場から報告があり、その排水水中ダイオキシン類濃度の測定結果は次のとおり、排水基準（10pg-TEQ/リットル）の超過はありませんでした。

測定対象事業場数	測定事業場数	排水水濃度 (pg-TEQ/リットル)		排水基準 (pg-TEQ/リットル)	基準超過事業場
		最小～最大	平均		
9	9	0.000051～0.13	0.034	10	0

※詳細な測定値は、別添個票（事業場別結果一覧）のとおり。

（参考）過去の測定結果は、次のとおりです。

〈排ガス〉

年度	施設数	排ガス濃度 (ng-TEQ/m ³ N)		排水基準 (ng-TEQ/m ³ N)	基準超過施設
		最小～最大	平均		
H15～H25	140～171	0～15	0.86	1～10	3施設
H12～H14	182～294	0～77	3.9	1～80	無

〈ばいじん〉

年度	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	
		最小～最大	平均
H15～H25	75～97	0～34	1.0
H12～H14	86～130	0～130	2.4

〈焼却灰〉

年度	施設数	測定濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	
		最小～最大	平均
H15～H25	121～152	0～3.0	0.095
H12～H14	144～255	0～49	0.31

〈排水水〉

年度	事業場数	排水水濃度 (pg-TEQ/リットル)		排水基準 (pg-TEQ/リットル)	基準超過事業場
		最小～最大	平均		
H15～H25	9～11	0～8.8	0.27	10	無
H12～H14	9～11	0.000080～1.1	0.23	10～50	無